

別紙 9. 当該施設の維持管理に関する計画書

# 当該施設の維持管理に関する計画書

## 1. 処理対象ごみ

当該施設では、表1に示すように、別海町、中標津町、標津町、羅臼町の4町から排出される可燃ごみ、破碎・選別後可燃物、農業系廃棄物、し尿汚泥および浄化槽汚泥を処理対象ごみとしており、計画処理量は表2に示す通りです。

表1 処理対象ごみ

① 一般ごみ
② 破碎・選別後可燃物
③ 農業系廃棄物
④ し尿および浄化槽汚泥

表2 計画処理量

事 項	算定結果
①計画収集人口 (人)	53,836
②計画1人1日平均排出量 (g/人日)	562
③年間平均処理量 (一般ごみ①×②÷1000) (t/日)	30.26
④年間平均処理量 (破碎・選別後可燃物) (t/日)	3.55
⑤年間平均処理量 (農業系廃棄物) (t/日)	2.77
⑥年間平均処理量 (し尿および浄化槽汚泥) (t/日)	0.27
⑦計画直接搬入ごみ量 (t/日)	8.15
⑧計画年間平均処理量 (③+④+⑤+⑥+⑦) (t/日)	45.01

計画収集人口は平成19年度の値

## 2. 維持管理

施設の維持管理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令に定められている基準を遵守するよう努めるものとします。

## 3. 維持管理人員及び有資格者の配置

計画施設の維持管理に支障のないよう維持管理人員を配置するものとします。また、維持管理及び運転管理上必要な有資格者については、適正な配置をします。維持管理人員等の配置は、次表のように計画します。

### (1) 運転員人員配置

職務名	人員数						備考
	1班	2班	3班	4班	日勤	合計	
中央制御室監視	2	2	2	2	0	8	
補機の運転管理	2	2	2	2	0	8	
ごみクレーン操作	1	1	1	1	0	4	
プラットホーム管理	0	0	0	0	1	1	
計量員	0	0	0	0	1	1	
合計	5	5	5	5	2	22	

なお、各班とも計5名とし、交替勤務者合計は20名とします。

また、日勤運転員としてプラットホーム管理人1名、計量員1名とします。

### (2) 日勤の整備職員

① 技術管理者	1名 (ごみ処理施設技術管理者)
② 運転管理者	1名
③ 電気・機械技術職	2名 (電気主任技術者)
④ 化学技術職	1名 (危険物取扱者)
計	5名

### (3) 日勤の管理職員

① 所長	1名
計	5名

### (4) 全体配置数

職務	勤務	人員数	備考
運転職員	交代勤務	20	1日2交代
	日勤	2	
整備職員	日勤	5	
管理職員	日勤	1	
合計		28	